

会 議 録

会 議 録	山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会	
開 催 日 時	平成 27 年 8 月 4 日（火）午後 2 時 00 分～午後 3 時 30 分	
開 催 場 所	山陽小野田市役所 3 階 第 2 委員会室	
出 席 者	特別養護老人ホーム長寿園施設長 上 村 篤 子 高千帆苑在宅介護支援センター管理者 末 光 容 子 山陽小野田市民生児童委員協議会 河 口 軍 紀 山陽小野田市福祉員の会連絡協議会会長 篠 原 明 子 小野田赤十字在宅介護支援センター係長 川 村 優 子 山陽在宅介護支援センター管理者 高 木 早 苗 厚狭郡医師会理事 土 屋 直 隆 山陽小野田市社会福祉協議会事務局長 流 田 幸 彦 おのだ在宅介護支援センター主任 中 務 朋 子 小野田医師会理事 萩 田 勝 彦 サンライフ山陽在宅介護支援センター施設長 山 高 正 義	
欠 席 者	小野田老人ホーム施設長 山 崎 照 代	委 員 数 1 2 人 出 席 者 数 1 1 人 欠 席 者 数 1 人
事務担当課 及び職員	健康福祉部長 河合久雄 高齢福祉課長 吉岡忠司 高齢福祉課主幹 塚本晃子 地域包括支援センター所長 尾山貴子 高齢福祉係主査 坂根良太郎 介護保険係主査 河上雄治 地域包括支援センター主任 荒川智美	
会 議 次 第	1 健康福祉部長挨拶 2 会長挨拶 3 議題 (1) 平成 2 6 年度山陽小野田市地域包括支援センター事業報告について (2) 平成 2 7 年度山陽小野田市地域包括支援センター現況報告について (3) 介護保険制度の改正について (4) 地域密着型サービス事業所の指定について (5) その他	
会 議 結 果	1 について 健康福祉部長が挨拶を行った。 ○辞令の交付を行った。 ○委員・事務局の自己紹介を行った。 ○会議成立の報告を行った。 ○配布資料の確認及び進行の説明を行った。	

2について

会長が挨拶を行った。

3について

(1) 平成26年度山陽小野田市地域包括支援センター事業報告について(資料1-1、1-2)

ア 介護予防ケアマネジメント業務について

介護予防支援事業では、本市は、予防給付プラン作成の委託率が低く、職員一人当たりのプラン作成件数が多い。

二次予防事業では、チェックリストの配布方法を変更したため、チェックリスト実施数は少なくなったが、配布した者を適切な事業に導くことに力をいれることができた。

地域支援事業では、介護予防の啓発として脳活サポーターと共に認知症予防の音読を積極的にPRした。

イ 総合相談支援・権利擁護について

相談件数が、平成25年以降増加し続けている。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援について

地域の学生や事業者への認知症サポーター養成講座等を通して、介護予防や認知症に理解がある環境作りに力を入れた。

虐待及び成年後見の相談件数が増加傾向にあり、研修会等を通して法律家とのネットワークの構築を図っている。

質疑応答については、以下のとおり。

委員： 虐待について、通報件数8件に対して認定が2件であるがなぜか。また、この2件について、事例と対応はどのようなものであったか。

事務局： 前者については、例えば、事情聴取の結果、家庭内不和の域を出ないと判断した等の理由である。後者について、事例と対応は以下のとおり。

事例1 同居の子が、本人を経済的に束縛し、必要な医療や介護サービスの受給を許さず、生活面でもネグレクトの状態にあった。

対応1 老人福祉法に基づく、特別養護老人ホームへの措置を行い、並行して、市長権限において成年後見の申立を行った。後見人選任後は当該老人ホームと入所契約を交わし、現在入所中である。

事例 2 介護している配偶者が、本人に対して身体的虐待を行っていた。

対応 2 ケアマネジャー等と協力し、状況が終了するよう、現在対応中である。

委員：「認知症にやさしい事業所」について、登録方法等詳細を聴きたい。

事務局：事業所に認知症サポーターが1名以上所属していることが認定条件となり、認定された事業所にはステッカーを交付している。これは認知症に理解のある街づくりの一環として、訪れる人や事業者に「認知症にやさしい事業所」に対する興味を持ってもらうことが目的である。また、認知症サポーター養成講座は時間外でも対応している。

(2) 平成27年度山陽小野田市地域包括支援センター現況報告について(資料2-1、2-2)

事務局が内容説明を行った。

ア 介護予防普及啓発事業について

介護予防サポーター養成の一環として、今年度から介護予防応援隊養成講座を行っている。

これは初級コースと中級コースから成り、初級コースでは、地域で気軽に介護予防の普及啓発ができる人材の育成を目的とし、中級コースでは、市の介護予防事業を実際に補助できる人材の育成を目的としている。

いきいき介護予防運動では、介護予防運動指導員による運動を行っており、今後効果判定をすることを考えている。

住民運営通いの場設置支援では、地域住民からの自発的な要請に応えるかたちで、自治会単位で介護予防と支えあいの場を作るための支援を行っており、その一環として「いきいき百歳体操」の技術支援等を行っている。

質疑応答は以下のとおり。

委員：介護予防応援隊養成講座はどのような人を対象としているのか。

事務局：年齢その他条件は特に設けていない。現在講座を受けている人は、市の広報で興味を持った人、いきいき百歳体操の参加者、脳活サポーター等である。

委員：介護予防応援隊は具体的にどのような事業の支援を行うのか。

事務局：現在のところ、音読講座の補助や認知症予防教室の補助をお願いしている。今後は住民運営通いの場での活躍も期待している。

(3) 介護保険制度の改正について（資料3）

ア 食費・部屋代の負担軽減の基準の変更について

本制度更新の対象者には案内文を送付し、審査結果が終了した者に対しては、既に決定通知を送付した。現在のところ、決定通知を送付した436名のうち、基準の変更により新たに非該当となった者は16名であった。

イ 介護サービスを利用した時の負担割合の変更について

介護保険サービス利用者全員に案内文を送付し、審査したところ、3,632名中26名の負担割合が2割となった。

ウ 高額介護サービス費の基準変更について

これから手続が開始するため、次回に報告を行う。

質疑なし。

(4) 地域密着型サービス事業所の指定について（資料4）

ア 公募対象サービスについて

備考欄にある「認知症対応型共同生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護と看護小規模多機能型居宅介護は併設とします。」とは、同一法人が2施設を運営する趣旨である。

よって、地域密着型介護老人福祉施設に1事業者を、認知症対応型共同生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護に1事業者を選定するため、最大2事業者を選定する。

イ 指定までの日程のフローについて

整備要望書受付の対象となる事業者は、事前相談を行ったものに限定する。

また、指定申請の資格を有するものは選定された事業者に限定する。

質疑応答は以下のとおり。

委員：これまで介護保険施設の公募を行った際に申込者が現れなかったことはあるか。また、現れなかった場合はどのように対応するのか。

事務局：申込者が現れなかったことはない。ただし、申込後に諸事情により、辞退があったケースはある。申込者が現れなかったときは再度公募を行う。

委員：一事業者が全施設について申込することも可能か。

事務局：可能である。また、公募の結果、全施設の整備につき、一事業者のみが選定されることもあり得る。

(5) その他

なし

－終了－